

令和6年度北海道風しん抗体検査事業実施要領

(目的)

第1 令和6年度北海道風しん抗体検査事業補助金（以下「補助金」という。）の交付にかかる令和6年度北海道風しん抗体検査事業（以下「事業」という。）の実施については、妊娠を希望する出産経験のない女性等の風しん抗体検査を推進することにより、先天性風しん症候群の発生の予防を図ることを目的とし、令和6年度北海道風しん抗体検査事業補助金交付要綱（保健福祉部長通知。以下「要綱」という。）に定めるところによるほか、この要領によるものとする。

(実施主体)

第2 実施主体は北海道とする。

(医療機関の協力業務)

第3

1 書類の設置

この事業に協力できる医療機関は、北海道風しん抗体検査事業チェックシート（様式1）（以下「チェックシート」という。）及び、要綱5で定める北海道風しん抗体検査事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を置く。

2 希望者について

医療機関は、この検査を希望する者に対して、チェックシートに必要事項を記載させ、医療機関に提出させる。

3 対象者の判断について

医療機関は、北海道（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所を有する次に掲げる者を対象者とする。ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある者、過去に2回の風しんの予防接種歴がある者及び検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者を除くものとする。

(1) 妊娠を希望する出産経験のない女性

(2) (1)の者で、かつ、風しん抗体ができない者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下、同じ。）

(3) (1)の者で、かつ、風しん抗体ができない者の同居者（生活空間を同一にする頻度が高い者。以下、同じ。）

(4) 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者

(5) 風しんの抗体価が低い妊婦の同居者

4 検査の実施について

医療機関の実施する検査方法は、E I A法またはH I法とし、どちらかの検査方法により一人一回のみ検査を実施する。

5 検査費用について

医療機関は、この検査に要した費用について、E I A法は6,750円を、H I法は令和6年（2

024年)3月11日から令和6年(2024年)5月31日までは5,480円、令和6年(2024年)6月1日からは5,540円を限度として、徴収する。

6 申請書類の配布

医療機関は、対象者にこの検査を実施したことがわかる領収書を発行し、申請書を配布する。なお、医療機関は、申請書の医療機関証明欄に必要事項を記載することによって、領収書の発行に代えることができる。

(受検者の手続)

第4

1 交付申請について

補助金の申請者は、居住する住所地を所管する道立保健所若しくは支所に、必要事項を記載した申請書及び添付書類を提出する。申請者は受検者となるが、受検者が未成年者である場合と亡くなられた場合に限り、受検者以外の方(同居をしていて養育をしている人、相続人等)が申請することができる。その場合には、受検者との関係を証明する書類(住民票、健康保険証、除籍謄本等)を提出する。

2 添付書類について

受検者は、申請書に次のものを添えて申請する。

(1) 風しん抗体検査に係る領収書または領収証明書等のこれに代わる書類

なお、検査方法が確認できない場合に限り、診療明細書等の検査方法が判明する書類の写しも必要とする。

(2) 住所地及び同居の状況がわかる書類の写し

なお、住所地及び同居の状況がわかる書類の写しとは、健康保険証写し、運転免許証写し等とする。

(3) (第3の3(2)または(3)の補助事業者の場合) 妊娠を希望する出産経験のない女性に風しん抗体ができないことがわかる書類の写し

(4) (第3の3(4)または(5)の補助事業者の場合) 妊婦の風しん抗体価が低いことがわかる書類の写し

(申請書等の受理について)

第5

1 申請書等の受理・確認について

総合振興局長又は振興局長は、申請書及び添付書類の内容を確認し、知事に進達する。提出先は、保健福祉部感染症対策局感染症対策課とし、1週間に1回まとめて提出する。

2 交付の決定について

知事は、交付が適当と認めたときは、要綱7の別記様式1により交付の決定を行い申請者に通知する。

また、審査の結果、交付が不適当と認めたときは、要綱7の別記様式2をもって申請者に通知する。

(報告)

第6

1 報告

総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課長又は振興局保健環境部保健行政室健康推進課長は、申請時、検査結果について不明だった方については、約1ヶ月後確認し、風しん抗体検査事業結果報告書(様式2)に必要な事項を記載して、翌月30日までに保健福祉部感染症対策局感染症対策課課長補佐あて報告する。

(事業実施期間)

第7 令和6年3月11日から令和7年3月10日までとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から適用する。